



## 運動して健康になろう！ チャレンジデーのイベント募集

チャレンジデーとは、5月の最終水曜日に、市内で15分以上運動した人の数（参加率）をほかの自治体と競う住民参加型スポーツイベントです。

市では、当日に実施するイベントを募集します。どなたでも気軽に参加でき、体を動かすきっかけになるような楽しいイベントのアイデアを寄せてください。

**とき** 5月26日(水) 0時～21時のうち実施可能時間帯

**ところ** 市内の施設や公園など

**申し込み** 1月24日(日)までに①氏名②住所③電話番号④イベント名⑤内容⑥実施時間帯をFAXまたはメールでスポーツ課内チャレンジデー実行委員会 FAX(42)8368 [sports@city.hekinan.lg.jp](mailto:sports@city.hekinan.lg.jp) ☎(48)5311

※採用するイベントに複数の応募があった場合は抽せんで決定し、採用者のみ通知します。

### 運動を通じて仲間づくり・健康づくりにチャレンジしませんか

昨年は、新型コロナの影響により中止となりましたが、令和元年5月に実施したチャレンジデー2019の結果は、埼玉県秩父市の実施率73.0%に対し、碧南市が83.8%となり、見事勝利を収めることができました。10回目の参加となる今年もたくさんの人の参加をお待ちしています。



## 償却資産の申告期限は 2月1日(月)です

**問 税務課固定資産税係 ☎(95)9879**

市内に償却資産を持つ人は、毎年1月1日現在で所有する償却資産の状況を市に申告する義務があります。今年度申告があった人には、12月中旬に令和3年度申告用紙を送付したので必要事項を記入し、申告してください。

令和2年1月～12月に新たに事業（アパート経営を含む）を始めて、事業用資産を持つ人も申告が必要です。

**申告期限** 2月1日(月)まで

※新型コロナの影響による軽減制度の申告期限も2月1日(月)までですので注意してください。



### 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる土地や家屋以外の構築物・機械・器具・備品など有形の固定資産をいいます。

次の事業用資産は、償却資産として固定資産税の課税対象です。

- ・構築物、建築附属設備（受変電設備、駐車場舗装、外構工事、看板など）
- ・機械、装置（各種製造設備、クレーンなどの建設機械、太陽光発電装置など）
- ・船舶、航空機
- ・車両、運搬具（大型特殊自動車など）
- ・工具、器具、備品（パソコン、測定工具、机、いす、ロッカーなど）

※平成29年1月2日以降に取得したテント倉庫は、償却資産ではなく、家屋の課税対象となる可能性があります。

### 課税標準の特例

一定の要件を満たす償却資産は、課税標準額を軽減する措置がとられます。この措置の適用を受けるには、必要書類の添付が必要です。詳しくは問い合わせてください。